

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市土地区画整理事業仮設住宅等使用規則（昭和37年規則第18号）第2条第3項	仮設住宅等の使用許可	市街地整備課 盛岡南整備課

- 1 審査基準は、盛岡市土地区画整合法仮設住宅等使用規則（昭和37年規則第18条）第2条第1項に定める基準を審査基準とするほか、次のとおりとする。
 - （1）土地区画整理事業を施行する土地の区域内に、自ら居住する建物又は営業に供する建物を有する者で、仮設住宅等の使用を希望するもの
 - （2）土地区画整理事業の遂行上市長が必要と認める者

- 2 標準処理期間は、14日とする。